

# はじめに

(埼玉県高等学校教育課程編成要領 巻頭言)

## 1 2030年の社会と目指すべき人材

近年顕著となってきた情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を發揮し幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。中でも、進化した人工知能が様々な判断を行うなど社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合っており、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

## 2 埼玉教育の現状と課題

本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人材」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱」、「埼玉県5か年計画」、「第3期－埼玉県教育振興基本計画－」において、学校・家庭・地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

高等学校における具体例として、知識構成型ジグソー法による「協調学習」の実践と研究に取り組むなど、子供たちが相互に学び合い、創造力を養い、自ら学ぶ意欲を高めるような「学びの改革」を推進している。

平成28年12月の中央教育審議会答申「『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題」について、「現行の学習指導要領では、指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新しい学習指導要領等の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、冒頭述べた社会の変化とともに、

人間関係や学力、体力、特別な支援を必要とする子供への対応などにおける諸課題について解決に向けた取組が必要となる中、ベテラン教員の大量退職とともに、若手教員の増加に伴って、これまで長年にわたり蓄積されてきた教育実践等の継承を図ることが大切である。

## 3 学習指導要領等の改訂に当たって

### (1) 何ができるようになるか

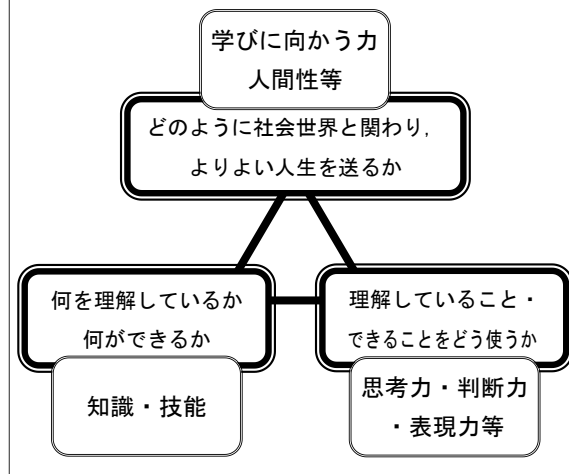
－育成を目指す資質・能力－

ア 目指す資質・能力の三つの柱

学習指導要領等の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、各教科等において何を教えるかという内容を重視しつつ、子供たちがその内容を学ぶことを通じて「何を知っているか」とどまらず、知っていることを活用して「何ができるようになるか」を意識した指導が求められる。

子供たちに必要な資質・能力を育成するためには、各教科等をなぜ学ぶのか、それを通じてどのような力が身に付くのかなど教科等を学ぶ本質的な意義を明確にすることが必要である。本改訂においては、求められる資質・能力を確実に育むことができるよう、教科等の目標や内容を以下の三つの柱に基づき再整理した。

- 知識及び技能が習得されるようにすること
  - 思考力、判断力、表現力等を育成すること
  - 学びに向かう力、人間性を涵養すること
- これらが偏りなく実現できるようにすること



## イ 埼玉県の協調学習を活用した授業改善の取組

本県では、平成22年度から、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、協調学習を活用した継続的な授業改善に取り組み、子供たちの学力向上と教員の指導力向上を目指している。

協調学習は、思考力・判断力・表現力、さらにはコミュニケーション能力や問題解決能力、情報活用能力など、子供たちがこれからの時代を主体的に生きるために必要な能力を育成していくことをねらいとしており、新学習指導要領の理念と軌を一にするものである。

これからの時代を主体的に生き抜くために必要な資質・能力を育むために、例えば、従来の「一斉学習」、「グループ学習」、「個別学習」などの学習手法と「協調学習」を連動させ、バランス良く組み合わせることによって、主体的・対話的で深い学びを実現し、時代に応え未来を拓く人材を育成することが考えられる。

各学校においては、「何ができるようになるか」という子供たちに必要な資質・能力を育成するため、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていく授業改善が重要であるとともに、子供たちの「何ができるようになるか」に対して、教員が子供たちの変容（伸び）を見取ることが大切である。

## ウ 特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた子供への対応

学校教育において、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、子供たち一人一人の可能性を伸ばすことが重要である。

資質・能力の育成に当たっては、子供の興味や関心、発達及び学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出すことが大切である。

近年、子供の貧困が課題となっている。このことについては、学校教育が個々の家庭の事情を乗り越え、子供たち一人一人の学習課題に応じて、個に応じた指導などの充実を通して資質・能力を確実に身に付けられるようにしていくことが大切である。

また、特別支援教育の対象となる子供も増加傾向にある。通常の学級においても発達障害を含めた障害のある子供が在籍することを前提に、全ての教科等において、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことも大切である。

さらには、増加傾向にある海外から帰国した子供や外国籍の子供について、日本語の能力や母語も多様化している状況にある。こうした子供たちが、一人一人の能力に応じた支援を受け、学習や生活の基盤を作っていけるようにすることも大切である。

また、不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが重要であり、登校することを最終目標にするのではなく、子供や保護者の意志を尊重しつつ、子供が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが大切である。

## (2) どのように学ぶか

### 一各教科等の指導計画の作成と実施、学習指導の改善・充実一

主体的・対話的で深い学びの実現とは、これまでの学校での取組を否定するものではない。また、特定の「型」に当てはめて指導を行うことを目的とするものでもない。子供たちに求められる資質・能力を育むために、教員が教えることはしっかりと関わり、必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

そこで、以下の留意事項を踏まえた授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、子供たちが生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにすることが大切である。

#### 留意事項6点

- 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- 授業の方法や技術のみを意図するものではなく、子供たちに目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- 各教科等における学習指導の質を向上させるものであること。
- 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で実現を図っていくものであること。
- 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

### (3) カリキュラム・マネジメントの推進

#### －教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環

##### を生み出す－

カリキュラム・マネジメントとは、子供たちや学校、地域の実態を捉え、学校教育目標を実現するために、教育課程を編成し、それを適切に実施・評価し、必要に応じて随時改善していくという一連のサイクルのことである。資質・能力は、各教科等にわたる学習を通じて育成されるものであるが、それらは必ずしも特定の教科等あるいは単元等のみによって育まれるものではない。例えば、「精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成していく」ことは、国語において文章を読み解くだけではなく、理科の実験や観察、数学の文章題、さらには特別活動などを通じても育まれるものである。

各学校においては、子供たちの資質・能力を育成するため、教科等横断的な学習を充実させることが重要である。この実現に向けては、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体でカリキュラム・マネジメントの実施に取り組んでいくことが大切である。管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。また、学習指導要領等の趣旨や枠組みを生かしながら、子供たちや学校、地域の実態と学校の指導内容を比べ、関連付けながら、効果的な年間指導計画や授業時間・週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねることも重要である。

#### 中央教育審議会答申

##### 「カリキュラム・マネジメント」の実現

- 子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- 各種調査結果やデータ等※に基づいて、子供の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を把握したりした上で、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること。

### (4) 社会に開かれた教育課程

#### －学習指導要領の枠組みの改善－

子供たちが変化の激しい社会を生きるためには、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、社会との関わりの中で子供たち一人一人の豊かな学びを実現していくことが重要である。中央教育審議会答申では、以下の三点が重要であるとしている。

#### 中央教育審議会答申

##### 「社会に開かれた教育課程」の実現

- 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- これからの社会を創り出していく子供たちが社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力をと何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったり、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

子供たちが日々の充実した生活を実現し、未来を創造していくためには、子供たちが多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできるよう、学校が開かれた環境にあることが不可欠である。そのためには、学校が地域社会とのつながりを意識し、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要がある。

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中では、既存の価値観や特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、課題を解決していくための力を育成していくことが社会的な要請となっている。こうした力の育成こそが、学校教育が長年「生きる力」の育成として目指してきたものなのである。

こうした現状を踏まえ、これからの時代を生きていくために子供たちに必要な力とは何かを学校と社会とが共有し、共に育んでいくことが重要である。

## (5) 何を学ぶか

### －教科等を学ぶ意義と教科等間・学校段階間の

#### つながりを踏まえた教育課程の編成－

本改訂で目指すのは、単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことである。特に、各教科等については、なぜ学ぶのか、それを通じてどのような力が身に付くのかという、教科等を学ぶ本質的な意義を明確にすることが重要である。こうした各教科等の学ぶ意義を明確にすることにより教科等横断的な学習によって育まれる資質・能力との関係付けを図ることが大切である。

教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力や豊かな人生の実現、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に立って育成することが重要である。

さらに、各学年間や各学校段階間の学習内容も考慮し、指導の効果を高めるよう研究することも重要である。

このように、各学校においては、子供たち一人一人に育成する資質・能力を踏まえ、教科等横断的な学習などの横のつながりや幼小、小中、中高の縦のつながりの見通しをもった指導計画を作成することが大切である。

また、道徳教育については、全教育活動において子供たち一人一人の道徳性を養うものである。内容項目については、子供が自ら成長を実感でき、これからの課題や目標を見付けられるような工夫のもとに、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動で行われる道徳教育において、それぞれの特質に応じて適切に指導することが重要である。

埼玉県高等学校通則第8条に規定する埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編を次のように定め、平成34年4月1日から施行する。この埼玉県高等学校教育課程編成要領教区課程一般編に示した基準は、同日以降埼玉県立高等学校の第1学年に入学した生徒、学年による教育課程の区分を設けない課程にあつては、同日以降入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

ただし、平成30年8月31日付け、30文科初第727号「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」を踏まえ、教育課程を適切に実施すること。

## 記

### 1 総則

高等学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等学校学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

### 2 各教科等ごとの特例の概要等

- (1) 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領によることとしたこと。
- (2) 特別活動については、新高等学校学習指導要領によることとしたこと。
- (3) 地理歴史及び公民については、新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用することとしたこと。
- (4) 家庭については、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしたこと。
- (5) 保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、全部又は一部について新高等学校学習指導要領によることができることとしたこと。その際、学校教育法施行規則に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

### 3 移行措置の適用対象

移行措置は、上記2(1)に示す総合的な探究の時間に関する特例及び2(4)に示す家庭に関する特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

上記2(1)に示す総合的な探究の時間に関する特例については、平成31年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒について適用すること。また、上記2(4)に示す家庭に関する特例については、平成30年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒について適用すること。

#### 4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3までにより新高等学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

(1) 特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に新高等学校学習指導要領の規定を適用することとされている内容については、新高等学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

(2) 移行期間中に新高等学校学習指導要領によることができることとされている教科において、実際に新高等学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

(3) 移行期間中に現行高等学校学習指導要領によることとされている教科についても、新高等学校学習指導要領の規定の内容を加えて指導を行うことはできること。その際、教科及び科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重になったりすることのないようにするものとする。

(4) 各学科に共通する教科「理数」（以下「理数」という。）については移行措置を定めていないが、現行高等学校学習指導要領の下においても総合的な学習の時間の目標や内容に従い、数学的な手法や科学的な手法を用いて探究的な学習を行っている事例もあることから、平成34（2022）年度以降に理数に属する科目を開設し、総合的な探究の時間と代替することを検討している場合には、移行期間中の総合的な探究の時間の指導に当たり、数学的な手法や科学的な手法などを用いて探究を行うこともできること。

(5) 家庭については、平成30年6月の民法改正により、平成34（2022）年度から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、平成30年度以降に高等学校等に入学する生徒に対して消費者教育の充実を図る必要があることから特例を設けているものである。上記の趣旨を踏まえ、平成30年度に高等学校等に入学する生徒に対して、移行期間が開始する前に家庭の指導を行う場合においても、消費者教育の充実が十分に図られるよう配慮すること。

(6) 福祉については、平成34（2022）年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮すること。

#### 5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。